

令和7年5月15日  
7港子セ第687号

港区ベビーシッター利用支援（一時預かり利用支援）事業参画事業者  
（マッチング型ベビーシッター事業者）認定基準

港区ベビーシッター利用支援（一時預かり利用支援）事業（以下「本事業」という。）に参画する事業者（マッチング型ベビーシッター事業者）の認定基準について、次のとおり定める。

1 保育の提供体制

- (1) マッチング型ベビーシッター事業者（在宅保育サービスについて、インターネット等を通じてベビーシッターと保護者の仲立ちをするサービスを提供している事業者をいう。以下同じ。）は、法人登記を行っており、定款及び法人登記の目的欄に在宅保育サービスのマッチングサイト等の運営に関する事項を定めていること。また、現状に即して定款及び登記の変更を行っていること。
- (2) マッチング型ベビーシッター事業者は、その運営するマッチングサイト等に登録するベビーシッターの在宅保育サービスに関する賠償責任保険等へ加入し、又は登録するベビーシッターに在宅保育サービスに関する賠償責任保険等への加入を義務付けており、その内容が次に掲げる事項を全て満たしていること。
  - ア ベビーシッターの賠償補償保険
    - (ア) 対人賠償 1名1億円以上、1事故5億円以上
    - (イ) 対物賠償 1事故500万円以上
  - イ ベビーシッターの対象児童に係る傷害保険
    - (ア) 死亡・後遺障害保険金額 1口100万円以上
    - (イ) 入院保険金日額 1口1,500円以上
    - (ウ) 通院保険金日額 1口1,000円以上
- (3) マッチング型ベビーシッター事業者は、ベビーシッターの突発的な疾病等の際にも、マッチング型ベビーシッター事業者又は在宅保育サービスの利用を希望し、又は利用する者（以下「利用者」という。）が速やかにベビーシッターを広く募集し、又はマッチングすることができる機能を運営するマッチングサイト内に設けること。
- (4) マッチング型ベビーシッター事業者は、利用者とベビーシッターのマッチングの状況が確認できるものを備えること。
- (5) マッチング型ベビーシッター事業者は、在宅保育サービスを提供したベビーシッターに保育内容等についての記録（以下「保育記録」という。）を作成させていること。

## 2 保育の質

(1) マッチング型ベビーシッター事業者は、次に掲げる事項を盛り込んだ在宅保育サービスに関する業務マニュアル（以下「業務マニュアル」という。）を定めていること。

ア 子どもの人権の尊重を最優先に保育をすることへの理解、子どもへの愛情に関する事項

イ 在宅保育業務に関する知識、一般的マナーなどプロとしての基本姿勢に関する事項

ウ 自己管理や責任感、自己研鑽、プライバシー保護などプロとしての心構えに関する事項

エ 訪問日時や場所、緊急連絡先、仕事内容などの訪問日前に確認すべき内容に関する事項

オ 身だしなみや言葉遣い、マナー、電話応対等に関する事項

カ 子どもに関する情報等、保護者との打合せに関する事項

キ 保育中における子どもとの接し方等に関する事項

ク 保育中において留意すべき事項

ケ 保育を行う前の室内外の安全チェックに関する事項

コ 保育記録に記載する内容や注意事項

サ 保護者への保育記録の提示による保育内容等の報告に関する事項

シ 会社への業務内容等の報告に関する事項

(2) マッチング型ベビーシッター事業者は、次に掲げる事項を盛り込んだ在宅の保育マニュアル（以下「保育マニュアル」という。）を定めていること。

ア 子どもの発達段階における特徴等に関する事項

イ 子どもの健康管理（症状と対処法等）に関する事項

ウ 乳幼児の保育（授乳、離乳食、睡眠、排泄、入浴、清潔、だっこ等）に関する事項

エ 子どもの遊び、遊ばせ方等に関する事項

(3) マッチング型ベビーシッター事業者は、次に掲げる事項を盛り込んだ事故（ベビーシッターが利用者の居宅等において乳幼児の保育を行っている間に、乳幼児に負傷等を与え、又は家財等の財物を損壊することをいう。以下同じ。）の防止等をするためのマニュアル（以下「事故防止等マニュアル」という。）を定めていること。

ア 事故防止、安全最優先等、ベビーシッターとしての心構えに関する事項

イ シッティングを始める前の玩具、遊具等室内の安全確認に関する事項

- ウ 室内、室外の安全確認チェックポイント（リスト）
  - エ ケガや急病等における応急手当の方法（実践）に関する事項
  - オ 「ヒヤリ、ハット」時の事故防止意識の再確認等に関する事項
  - カ 事故発生時における対処方法及び連絡体制に関する事項
  - キ 地震、火災等の災害発生時における対処方法等に関する事項
  - ク 事故等発生後における詳細な内容等の報告に関する事項
- (4) マッチング型ベビーシッター事業者は、研修計画を作成の上、本事業に従事するベビーシッターに対し、次に掲げる内容の研修を実施し、その研修記録を保管していること。なお、ア（イ）及びイ（ア）については、第三者が実施する外部研修の活用をもって代えることができる。
- ア 採用時及び業務従事前
    - (ア) 保育実務に関する筆記テスト及び緊急時の対応等に関するロールプレイングテスト等による保育技能等確認の徹底
    - (イ) 自社の業務マニュアル、保育マニュアル及び事故防止等マニュアルの理解
  - イ 採用後
    - (ア) 保育の質の向上及び事故防止
    - (イ) 「ヒヤリ、ハット」事例及び事故の再発防止のための安全指導
- (5) マッチング型ベビーシッター事業者は、国が定める「子どもの預かりサービスのマッチングサイトに係るガイドライン」に準拠した運営を行っていること。
- (6) マッチング型ベビーシッター事業者は、過去に在宅保育サービス又は類似の保育サービスの提供において、重大な事故を起こしたベビーシッターを登録してはならないこと。

### 3 事業の安定的運営

- (1) マッチング型ベビーシッター事業者は、本事業を統括する責任者を置くとともに、本事業に係る役割分担、意思決定の手順等を明確に定めていること。
- (2) マッチング型ベビーシッター事業者は、ベビーシッターの労働条件及び福利厚生に関して、労働関係法令及び社会保険関係法令を遵守していること。  
なお、特別な理由により、労働者災害補償保険への加入が困難な場合は、相当する民間の傷害保険等に加入していること。
- (3) マッチング型ベビーシッター事業者は、次項第1号の利用規約を定めるとともに、ベビーシッターのマッチングに関して当該利用規約に関する違反等がないことを徹底させること。

- (4) マッチング型ベビーシッター事業者は、個人情報を取り扱う事業者として、個人情報の管理に万全を期すため、個人情報の保護に関する規程を定めており、ベビーシッターに対する教育指導の実施及び関係書類・データの管理保管を徹底していること。
- (5) マッチング型ベビーシッター事業者は、ベビーシッターの業務遂行状況を把握するため、保育記録のほか、業務に関し必要な事項についての記録（業務記録）を保管していること。
- (6) マッチング型ベビーシッター事業者は、区が、本事業に係る利用実績の把握、精算事務、その他本事業の適切な運営のために求める書類を、指定された期日までに提出できること。

#### 4 利用者支援

- (1) マッチング型ベビーシッター事業者は、サービス提供に関して、次に規定された内容が含まれているサービス利用に関する規約（以下「利用規約」という。）を完備していること。
  - ア サービスの提供がマッチング型ベビーシッター事業者のインターネットサイトを仲介したものであること。
  - イ 在宅保育サービス内容及び料金体系
  - ウ 在宅保育サービスにおける事故の際の保険等による対応及びマッチング型ベビーシッター事業者の免責事由
- (2) マッチング型ベビーシッター事業者は、パンフレット、利用規約等顧客向け案内資料を整備しており、これに利用方法、費用等を明示して分かりやすく表示していること。
- (3) ベビーシッター又はマッチング型ベビーシッター事業者は、利用者の求めに応じて適宜保育記録について報告し、又は開示していること。
- (4) マッチング型ベビーシッター事業者は、利用者の意見、要望、苦情及びトラブルに対応する窓口を設定し、利用者に周知していること。
- (5) マッチング型ベビーシッター事業者は、利用者及びベビーシッター間で発生した紛争について、必要に相談に応じること。また、紛争解決や未然防止に向けた適切な措置をとる体制を整えること。
- (6) マッチング型ベビーシッター事業者は、パンフレット及び諸媒体を利用して自社の営業広告、求人広告等を行う場合には、事実と異なる内容、誇大な表現及び誤認の可能性があるような表記等、不適切な広告を行わないよう十分に留意し、正確かつ公正に広告活動を行っていること。

#### 付 則

この基準は、令和7年5月15日から施行する。